

島本町ふれあいセンター等管理業務に関する基本協定書の変更協定書

島本町とシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社は、平成28年11月28日付けで締結した島本町ふれあいセンター等管理業務に関する基本協定書（以下「原協定書」という。）第36条の規定に基づく一部変更について、次のとおり協定を締結する。

原協定書第20条第2項を次のように改める。

- 2 指定管理料の額は、金594,352,770円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年10月1日

町 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号
島本町
代表者 島本町長 山田 紘平

指定管理者 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表取締役 関口 昌太郎